

生駒市史編さん委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市史(以下「市史」という。)編さん事業を円滑かつ効果的に推進していくため、生駒市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市史編さん計画など市史編さんにかかる基本的な方針に関する事。
- (2) 市史編さんに必要な資料の調査・収集、執筆、編集等に関する事。
- (3) その他教育委員会が必要とする市史編さんに関する事。

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

2 前項の場合において、教育委員会は、原則として、同一の者に継続して委員会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する委員長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、資料の調査、収集若しくは整理及び市史の執筆若しくは編集を分担して行うため、専門的分野ごとに分科会を開催することができる。

2 教育委員会は、委員会の参加者をもって分科会の代表に充てるものとし、その他必要と認める者を分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 委員会の開催期間は、市史の刊行が完了するまでを目途とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、図書館において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。